

目 次

津市条例

津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

津市市税条例等の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

令和元年台風19号による市税に関する申告期限等の延長に係る期日の指定

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

議決を経た予算の公表

公示送達

指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し

公示送達

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

令和 2 年 6 月分津市農用地利用集積計画の決定

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

犬の抑留

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例をここに公布する。

令和２年７月２日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１４号

津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

（設置）

第１条 地域再生法（平成１７年法律第２４号）第１３条の２に規定する寄附による寄附金を積み立て、津市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業（以下「事業」という。）の推進に寄与するため、津市まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

（管理）

第３条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の推進のために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条 基金は、事業の推進のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、

これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 15 号

津市市税条例等の一部を改正する条例
(津市市税条例の一部改正)

第 1 条 津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「課する」を「課することができる」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2までの」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は零とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の3（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第21条の3中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第21条の4 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

附則第22条の3（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第26条中「若しくは第47項」を「、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、

「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第４条第１項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第１０条中「第６１条又は第６２条」を「第６３条又は第６４条」に、「第６１条若しくは第６２条」を「第６３条若しくは第６４条」に改める。

附則第１０条の２第１７項中「附則第６２条」を「附則第６４条」に改める。

附則第１７条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附則第１７条の２第３項中「第３５条の２」を「第３５条の３」に改める。

附則第２１条の４の次に次の２条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第２１条の５ 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事の同条第１項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第６０条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第３１４条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第３４条の５の２の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第２１条の６ 所得割の納税義務者が、前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは、「令和１６年度」とする。

附則第２６条中「第６１条」を「第６３条」に改める。

第３条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第１９条中「第３２１条の８第２２項及び第２３項に規定する申告書に」を「第３２１条の８第３４項及び第３５項に規定する申告書に」に、「において」を「には」に改め、同条第４号中「によって」を「により」に改め、同条第５号中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、同条第６号中「第３２１条の８第２２項及び第２３項」を「第３２１条の８第３４

項及び第３５項」に改める。

第２０条中「及び第４項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第２３条第３項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第３１条第２項の表第１号において「収益事業」という。）」を加え、「第３１条第２項の表の第１号」を「同号」に、「第４８条第１０項から第１２項まで」を「第４８条第９項から第１６項まで」に改める。

第３１条第２項の表第１号オ中「第２９２条第１項第４号の５」を「第２９２条第１項第４号の２」に改め、同条第３項中「、同項第２号の連結事業年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号」を「若しくは同項第２号の期間又は同項第３号」に改める。

第４８条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第１０項、第１１項及び第１３項」を「第９項、第１０項及び第１２項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第７項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、同項第２号中「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項中「第３２１条の８第４２項」を「第３２１条の８第５２項」に、「同条第４２項」を「同条第５２項」に、「第１２項」を「第１１項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項

を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

附則第3条の2第2項及び第4条第1項中「及び第4項」を削る。

（津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 津市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、津市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中津市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中津市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第3条及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の津市市税条例（次条において「3年新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 3年新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 第3条の規定による改正後の津市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改

正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 第1条の規定による改正後の津市市税条例(次項及び附則第8条において「2年新条例」という。)第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日の前日までの間における2年新条例附則第26条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」

とあるのは、「若しくは第４７項」とする。

（津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第９条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年津市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項第３号中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改め、同条第１３項中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年１０月３１日」を「令和元年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

第１０条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成２８年津市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第２条の２中「３１年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第４条第１項中「３１年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第２項中「３１年新条例」を「元年新条例」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

第１１条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年津市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第２条第２項中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

第１２条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年津市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第５号中「平成３２年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第６号中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第７号中「平成３３年１月１日」を「令和３年１月１日」に改め、同条第８号中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第９号中「平成３４年１０月１日」を「令和４年１０月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成３１年度」を「令和元年度」に改め、同条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第７条中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改める。

附則第10条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第12条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 津市市税条例の一部を改正する条例（平成31年津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年７月２日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１６号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成１８年津市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１２号中「写し」の次に「又は除票の写し」を加え、同表中第１４号を削り、第１５号を第１４号とし、同表第１６号中「写し」の次に「又は戸籍の附票の除票の写し」を加え、同号を同表第１５号とし、同表中第１７号を第１６号とし、第１８号を第１７号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 17 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年津市
条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」
に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的
保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱
う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当
該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育
が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「場合」の次に「（同項第 2 号に該当する場合に限る。）」
を加える。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 2
0 第 1 項第 3 号」に改める。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、
精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難
な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年７月２日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１８号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年津市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４２条第４項中「特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第１項第３号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第４２条第５項中「場合」の次に「（同項第２号に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 19 号

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年津市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 7 条の傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 0 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 5 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請の特例）

- 1 0 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が存する保険料（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料に限る。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により収入が減少したこと等を理由として第 3 0 条第 1 項の規定によって減免を受けようとする者に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「納期限前 7 日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 1 1 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間を経過する日までの間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 1 2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除

して得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する額（その額に、５０銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第４０条第１項の表に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の３０分の１に相当する額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する額（その額に、５０銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

- １３ 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- １４ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第１２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 改正後の附則第１１項から第１４項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 1 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「2 7，5 0 0 円」を「2 1，6 9 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「2 7，5 0 0 円」を「2 1，6 9 0 円」に、「4 6，4 8 0 円」を「3 6，8 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「2 7，5 0 0 円」を「2 1，6 9 0 円」に、「5 6，1 7 0 円」を「5 4，2 3 0 円」に改める。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請の特例）

- 7 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が存する保険料（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料に限る。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由として第 1 5 条第 1 項の規定によって減免を受けようとする者に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「納期限前 7 日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年度分の保険料について適用し、令和元年度分の保険料については、なお従前の例による。

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和２年７月２日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第２２号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する
条例

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例（平成１８年津市条例
第２１１号）の一部を次のように改正する。

第２７条第３項中「年６パーセント（」を「法第１０３条第４項の規定によ
る公告があった日の翌日における法定利率（」に、「年６パーセント以内」を
「当該法定利率以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年７月２日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第２３号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２４２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表津市橋南公民館の項中「津市幸町１８番２２号」を「津市修成町１２番１号」に改める。

別表津市橋南公民館の項を次のように改める。

津市橋南公民館	会議室Ａ	730	970	970
	会議室Ｂ	730	970	970
	研修室Ａ	380	500	500
	研修室Ｂ	380	500	500
	研修室Ｃ	240	320	320

附 則

- この条例は、令和２年１０月５日から施行する。ただし、次項の規定は、同年７月５日から施行する。
- 津市橋南公民館の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 4 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 津市民テニスコート

第 1 5 条中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 テニスコートの部津市海浜公園内テニスコートの項の次に次のように加える。

津市民テニスコート	津市殿村 1 5 0 番地
-----------	---------------

別表第 3 6 中「津市古河公園内テニスコート」の次に「の施設」を加え、「の利用料金」を「並びに津市民テニスコートの施設及び設備器具の利用料金」に改め、同表海浜公園内テニスコートの項の次に次のように加える。

津市民 テニス コート	施設	テニス コート	個人使 用	昼間	中学生以 下	2 時間 以内	120	1 時間 （1 時 間未満 は、1 時間と する。） 増すご	60
					高校生以 上・一般	2 時間 以内	240		120

				とに	
	夜間	中学生以下	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり	100	
		高校生以上・一般	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり	160	
	専用使用		1 面につき 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり	480	
		夜間照明	1 面につき 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり	140	

会議室 1	午前 9 時から正午まで	830	
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,100	
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,930	
	午後 6 時から午後 9 時まで	1,240	
会議室 2	午前 9 時から正午まで	960	
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,280	
	午前 9 時から午後 5 時まで	2,240	
	午後 6 時から午後 9 時まで	1,440	
会議室 3	午前 9 時から正午まで	670	
	午後 1 時から午後 5 時まで	890	
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,560	

		午後 6 時から午後 9 時まで		1,000	
設備 器具	音響装置・映写装置 (モニターを含む。)	午前 9 時から正午まで	1 式	520	
		午後 1 時から午後 5 時まで	1 式	620	
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 式	1,150	
	シャワー	1 人 1 回につき		100	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第 3 項の規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前における津市民テニスコートの使用に係る手続は、市長が行うものとする。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年７月１日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第３８号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２０３号）の一部を次のように改正する。

第１０条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認める入居決定者に対しては、連帯保証人を１人とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 9 号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給）

6 条例附則第 1 1 項に規定する傷病手当金の支給を受けようとする世帯主は、国民健康保険傷病手当金支給申請書（第 3 3 号様式その 1 からその 4 まで）を市長に提出しなければならない。

7 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年津市条例第 2 0 号）附則第 2 項の規則で定める日は、令和 2 年 9 月 3 0 日とする。

第 3 2 号様式の次に次の 4 様式を加える。

第33号様式その1（附則第6項関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）

[illegible]

【受取代理人の欄】（世帯主以外の方が受領する場合は、記入が必要です。）

世帯主	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。		年	月	日
	氏名	⑩	住所	同上	
代理人 (口座名義人)	〒				世帯主との関係
	—				
	(フリガナ)				
氏 名				⑩	

保険者 記入欄	支給決定額
	円

第33号様式その2（附則第6項関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）

被保険者氏名										
症状が出た日	年 月 日	帰国者・接触者相談 センターへの相談日 ※相談した場合に記入	年 月 日 (時 頃)							
①医療機関の受診状況		1. 受診した 2. 受診していない								
(①で「受診した」と回答した場合) ②医療機関の受診日		年 月 日								
		年 月 日								
		年 月 日								
(①で「受診していない」と回答した場合) ③症状（期間などを具体的に）										
③療養のために 休んだ期間	年 月 日から	④左記期間のうち、勤務ができなかった日数 （新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感 染が疑われる場合を含む。）によらない休暇及び勤 務予定がなかった日を除く。）	日							
	年 月 日まで									
⑤	上記の療養のために休んだ期間に給 与等の支払いを受けましたか。 又は、今後受けられますか。	1. はい 2. いいえ								
⑥	⑤で「はい」と回答した場合、その 給与等の額と、その報酬支払の対象 となった（なる）期間を御記入くだ さい。	年 月 日から (給与等の額：円) 年 月 日まで	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
(上記①において「受診していない」と回答した場合は、下記の事業主記載欄について、事業主の証明が必要です。)										
事業主 記入 欄	年 月 日									
	上記③～⑥の内容については、当事業所において把握している内容と相違ないことを証明し ます。									
	事業所所在地									
	事業所名称									
事業主氏名			印							
担当者氏名		電話番号								

第33号様式その3（附則第6項関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況等を御記入ください。

事業主が証明するところ	被保険者氏名																																	
	①新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）により、労務に服することができなかった期間の属する月における勤務状況 上記の事由による無給休暇の日数を×で表示してください。		左記の事由による 無給休暇の日数																															
	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	②新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）により、労務に服することができなかった期間の属する月の直近3箇月の勤務状況 【出勤は○】、【有給休暇は△】、【上記の事由による無給休暇は×】、【その他の休暇（賃金が生じる）は＝】、【その他の休暇（賃金が生じない）は／】でそれぞれ表示してください。		賃金が生じた日数の計 （○、△、＝の計）																															
	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日
	②の期間に対して、賃金を支払いましたか。	1. はい	給与の種類	☐ 月給	☐ 時間給	賃金計算	締日	日																										
	2. いいえ	☐ 日給	☐ 歩合給	支払日	1. 当月		日																											
	☐ 日給月給	☐ その他	2. 翌月	日																														
	②の期間の課税対象となる賃金支給状況を御記入ください。ただし、期末勤勉手当（賞与）を除く。																																	
	支給した賃金内訳	期間 区分	単価（円）	月	日	～	月	日	～	月	日	～																						
				月	日	分	月	日	分	月	日	分																						
			(A) 支給額（円）	(B) 支給額（円）	(C) 支給額（円）																													
基本給																																		
時給																																		
手当																																		
手当																																		
手当																																		
現物給与																																		
計																																		
		賃金支給総額（上記（A）～（C）の合計）															円																	
賃金計算方法（欠勤控除計算方法等）について御記入ください。																																		
年 月 日 上記のとおり相違ないことを証明します。 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名																																		
担当者氏名												電話番号																						

第 3 3 号様式その 4（附則第 6 項関係）

国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

医療機関担当者が意見を記入するところ	患者氏名																																														
	傷病名											初診日	年 月 日																																		
	発病年月日	年 月 日										発病の原因																																			
	労務不能と認めた期間	年 月 日から																																													
		年 月 日まで																																													
	うち、入院期間	年 月 日から										療養費用の種別	☐ 国保 ☐ 公費（ ） ☐ 自費 ☐ その他																																		
		年 月 日まで										転帰	☐ 治癒 ☐ 中止 ☐ 繰越 ☐ 転医																																		
	診療日及び入院していた日を○で囲んでください。	年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15															診療実日数	日																												
			16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																												
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15															診療実日数	日																												
			16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																												
		年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15															診療実日数	日																												
			16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																												
	上記の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等（詳しく）																																														
																	手術年月日	年 月 日																													
退院年月日																	年 月 日																														
症状経過から見て従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見																																															
上記のとおり相違ありません。 医療機関の所在地 医療機関の名称 医師の氏名																																															
																電話番号																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 0 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成 1 8 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 商工観光部商業振興労政課

プレミアム付商品券推進室 事業推進担当

別表第 3 健康福祉部健康づくり課の表の次に次の表を加える。

商工観光部商業振興労政課

室	担当	分掌事務
プレミアム付 商品券推進室	事業推進担当	プレミアム付商品券等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和２年７月６日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第４１号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則
第１１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニックの項中「午
後７時３０分」を「午後８時」に改める。

附 則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

津市訓令第 1 1 号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 7 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 個別専決事項の表健康福祉部健康づくり課の表の次に次の表を加える。

商工観光部商業振興労政課

室	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	室 長	部 次 長	部 長	副 市 長
プレミ アム付 商品券 推進室	プレミアム付商品券等に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第 1 8 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 1 年津市告示第 1 9 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真小川町自治会

三重県津市栗真小川町 3 9 1 番地 1

代表者 岩中 紀

2 変更に係る事項

(1) 規約に定める目的

変更前	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付など区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃など区域内の環境整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) 地区体育祭など生涯スポーツ活動による住民の健康づくり (5) 盆踊り大会、夏祭行事などによる地区内のコミュニティーの親交 (6) その他自治会が認める事項
変更後	栗真小川町自治会（以下「本会」という。）は、以下に掲げる機能を発揮し、豊かで住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに会員の連帯意識の向上に努めることを目的とする。 (1) 会員の親睦を促進する機能 (2) 安全・安心を維持向上する機能

	(3) 環境を整備する機能 (4) 情報を管理する機能 (5) 行政と連携する機能 (6) 地域内、外と調整する機能 (7) 上記機能等を監査する機能
--	---

(2) 区域

変更前	本会の区域は、津市栗真小川町（ただし、栗真小川園自治会の区域を除く）地内、及び津市栗真中山町４７４番地２、５０２番地２、５３４番地１、５３４番地２、５３５番地２、５３６番地、５３８番地、５４１番地、５４３番地の区域とする。 （栗真小川園自治会の区域・・・８６３番地１６から８６３番地６４、８６３番地３５、８６９番地１を結ぶ区域、及び９０１番地２から９０１番地５の区域、並びに９１０番地２、９２０番地６、９０５番地２）
変更後	本会の区域は、津市栗真小川町（小川園自治会の区域（津市栗真小川町８６３番地１６、８６３番地６４、８６３番地３５及び８６９番地１を結ぶ区域、９０１番地２から９０１番地５までの区域、９１０番地２、９２０番地６並びに９０５番地２）を除く。）地内並びに津市栗真中山町４７４番地２、５０２番地２、５３４番地１、５３４番地２、５３５番地２、５３６番地、５３８番地及び５４３番地の区域とする。

(3) 規約に定める解散の理由

変更前	本会は、地方自治法第２６０条の２０第２号、第３号、第４号及び第５号の規定により解散する。 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。
変更後	本会は、地方自治法第２６０条の２０に規定する事由によって解散する。 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の４分の３以上の承認を得なければならない。

3 変更年月日

- (1) 規約に定める目的及び区域 平成23年12月18日
- (2) 規約に定める解散の理由 令和元年5月26日

4 変更の理由

- (1) 規約に定める目的及び区域

地縁による団体の目的及び区域の変更が、平成23年12月18日の定期総会において承認されたため。

- (2) 規約に定める解散の理由

地縁による団体の解散の理由の変更が、令和元年5月26日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 185 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

杜の街けやきの丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) 本会区域内に所在する公共・公益施設の維持管理
- (4) 会員相互の親睦

3 区域

本会の区域は、三重県津市河芸町杜の街五丁目 1 番地 1 から 1 番地 16 ま
で、2 番地 1 から 2 番地 14 まで、3 番地 1 から 3 番地 16 まで、5 番地 1
から 5 番地 8 まで、6 番地 1 から 6 番地 18 まで、7 番地 1 から 7 番地 20
まで、8 番地 1 から 8 番地 8 まで、10 番地 1 から 10 番地 12 まで、11
番地 1 から 11 番地 12 まで、12 番地 1 から 12 番地 16 まで、13 番地
1 から 13 番地 19 まで、15 番地 1 から 15 番地 17 まで、16 番地 1 か
ら 16 番地 17 まで及び 17 番地 1 から 17 番地 14 までとする。

4 主たる事務所

三重県津市河芸町杜の街一丁目 1 番地

5 代表者の氏名及び住所

山本 翼

三重県津市河芸町杜の街五丁目 2 番地 9

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和2年6月25日

津市告示第 1 8 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美里村告示第 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北長野自治会

三重県津市美里町北長野 1 5 4 4 番地

代表者 尾川 秀郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻本 忠能 三重県津市美里町北長野 1 7 3 1 番地
変更後	尾川 秀郎 三重県津市美里町北長野 1 3 4 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 4 月 1 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美里村告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

穴倉区自治会

三重県津市美里町穴倉 8 4 0 番地 1

代表者 若林 茂樹

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	向出 和志 三重県津市美里町穴倉 7 5 8 番地
変更後	若林 茂樹 三重県津市美里町穴倉 1 9 0 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 4 月 1 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 8 8 号

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年津市告示第 1 4 0 号において、別途告示で定めることとされている日は、令和 2 年 8 月 3 1 日とするので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 1 0 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高座原自治会

三重県津市美里町高座原 4 2 0 番地

代表者 朝倉 敬博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	朝倉 精二 三重県津市美里町高座原 4 6 3 番地
変更後	朝倉 敬博 三重県津市美里町高座原 4 0 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 2 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 9 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 6 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 6 月 9 日
西丸之内地内	1	令和 2 年 6 月 1 0 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	8	令和 2 年 6 月 1 2 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	1 5	令和 2 年 6 月 1 5 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	4	令和 2 年 6 月 1 6 日
桃園駅前公共自転車等駐車場	8	令和 2 年 6 月 1 9 日
寿町地内	1	令和 2 年 6 月 1 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 2 年 6 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 6 月 2 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 2 年 6 月 2 9 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 2 年 7 月 2 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

令和２年度津市一般会計補正予算（第４号）

令和２年度津市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５８５，０６１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４１，２７２，８５４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分担金及び負担金		620,984	812	621,796
	1 分 担 金	13,693	812	14,505
17 国 庫 支 出 金		43,881,365	868,044	44,749,409
	1 国 庫 負 担 金	12,877,374	95,264	12,972,638
	2 国 庫 補 助 金	30,998,940	772,780	31,771,720
18 県 支 出 金		7,909,790	84,048	7,993,838
	1 県 負 担 金	4,889,895	40,234	4,930,129
	2 県 補 助 金	2,457,560	43,814	2,501,374
21 繰 入 金		8,395,257	582,049	8,977,306
	2 基 金 繰 入 金	5,367,880	582,049	5,949,929
23 諸 収 入		936,307	11,108	947,415
	5 雑 入	794,403	11,108	805,511
24 市 債		7,919,200	39,000	7,958,200
	1 市 債	7,919,200	39,000	7,958,200
歳 入 合 計		139,687,793	1,585,061	141,272,854

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		44,778,575	68,230	44,846,805
	1 総 務 管 理 費	42,542,566	68,230	42,610,796
3 民 生 費		41,759,975	229,228	41,989,203
	1 社 会 福 祉 費	21,148,367	180,664	21,329,031
	2 児 童 福 祉 費	15,158,243	48,564	15,206,807
4 衛 生 費		9,698,683	35,790	9,734,473
	1 保 健 衛 生 費	2,770,192	35,790	2,805,982
6 農 林 水 産 業 費		2,908,320	22,461	2,930,781
	1 農 業 費	1,922,512	22,461	1,944,973
7 商 工 費		1,905,842	8,000	1,913,842
	1 商 工 費	1,905,842	8,000	1,913,842
8 土 木 費		13,304,929	4,000	13,308,929
	5 都 市 計 画 費	7,456,483	4,000	7,460,483
9 消 防 費		4,066,659	10,000	4,076,659
	1 消 防 費	4,066,659	10,000	4,076,659
10 教 育 費		9,744,981	1,207,352	10,952,333
	1 教 育 総 務 費	2,480,296	12,999	2,493,295
	2 小 学 校 費	2,256,154	752,921	3,009,075
	3 中 学 校 費	873,493	349,104	1,222,597
	4 幼 稚 園 費	1,292,088	606	1,292,694
	5 社 会 教 育 費	2,276,588	91,722	2,368,310
歳 出 合 計		139,687,793	1,585,061	141,272,854

第2表 債務負担行為補正

追 加		(単位：千円)
事 項	期 間	限 度 額
土地改良施設適正化事業負担金（令和2年度加入分）	令和3年度から 令和6年度まで	6,500

第3表 地方債補正

変 更		(単位：千円)
起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
集会施設整備事業	33,900	72,900

令和２年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４６１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，３１５，８４９千円とする。

２ 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県支出金		19,795,108	461	19,795,569
	2 県補助金	19,795,108	461	19,795,569
歳入合計		27,315,388	461	27,315,849

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		19,490,469	461	19,490,930
	6 傷病手当金		461	461
歳出合計		27,315,388	461	27,315,849

令和２年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,218,806	△160,936	6,057,870
	1 介 護 保 険 料	6,218,806	△160,936	6,057,870
7 繰 入 金		4,174,232	160,936	4,335,168
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,174,232	160,936	4,335,168
歳 入 合 計		28,504,184		28,504,184

令和２年度津市一般会計補正予算（第５号）

令和２年度津市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４２２，７３７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４３，６９５，５９１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の追加は、「第３表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		44,749,409	956,630	45,706,039
	1 国 庫 負 担 金	12,972,638	27,831	13,000,469
	2 国 庫 補 助 金	31,771,720	928,799	32,700,519
21 繰 入 金		8,977,306	△31,193	8,946,113
	2 基 金 繰 入 金	5,949,929	△31,193	5,918,736
23 諸 収 入		947,415	1,400,000	2,347,415
	5 雑 入	805,511	1,400,000	2,205,511
24 市 債		7,958,200	97,300	8,055,500
	1 市 債	7,958,200	97,300	8,055,500
歳 入 合 計		141,272,854	2,422,737	143,695,591

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		44,846,805	8,000	44,854,805
	1 総 務 管 理 費	42,610,796	8,000	42,618,796
3 民 生 費		41,989,203	246,162	42,235,365
	1 社 会 福 祉 費	21,329,031	5,477	21,334,508
	2 児 童 福 祉 費	15,206,807	240,685	15,447,492
7 商 工 費		1,913,842	2,024,499	3,938,341
	1 商 工 費	1,913,842	2,024,499	3,938,341
10 教 育 費		10,952,333	50,138	11,002,471
	1 教 育 総 務 費	2,493,295	1,051	2,494,346
	2 小 学 校 費	3,009,075	33,410	3,042,485
	3 中 学 校 費	1,222,597	14,073	1,236,670
	4 幼 稚 園 費	1,292,694	408	1,293,102
	5 社 会 教 育 費	2,368,310	538	2,368,848
	6 短 期 大 学 費	566,362	658	567,020
11 災 害 復 旧 費		47,062	93,938	141,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	47,062	93,938	141,000
歳 出 合 計		141,272,854	2,422,737	143,695,591

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	旧新町保育園園舎解体事業	53,493

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設災害復旧事業	97,300	証書借入又は証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

下記の者の令和２年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和2年7月13日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○ ○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○

津市告示第 1 9 3 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示し、同法第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
太郎生多目的集会所	津市美杉町太郎生 2 1 2 0 番地	○			○	○			
旧太郎生小学校	津市美杉町太郎生 2 1 2 8 番地 1	○			○	○			
パナソニック株式会社ライフソリューションズ社津工場厚生会館	津市藤方 1 6 6 8 番地					○			
垣内公民館	津市白山町垣内 6 8 4 番地				○				

上太郎生西 地区農業集 落多目的集 会所	津市美杉町太 郎生 7 3 9 番 地 1		○						
久居アルス プラザ駐車 場	津市久居東鷹 跡町 2 4 6 番 地				○	○			

2 指定の取消し

種類	避難場所	所在地
一時避難場所	新町会館	津市八町二丁目 5 番 1 6 号
一時避難場所	下垣内東集会所	津市美杉町石名原 1 9 2 2 番地 4

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和2年7月15日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：国民健康保険法第 78 条により準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 6 月 3 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 2 7 9 番 5 の一部ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田中野 5 3 5 番地
細川 博
細川 信子

津市公告第 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 7 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和 2 年 7 月 1 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市長岡町字小山田 2 6 0 2 番 1 ほか 1 筆及び河辺町字門脇 2 6 0 6 番ほか 2 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市河辺町 2 6 9 1 番地

株式会社山幸建設

代表取締役 山本 幸生

津市公告第 7 5 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 7 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

502070601

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和２年度南道維第１０号 美杉町奥津地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 美杉町奥津	地内		
工 事 概 要	側溝工 43m 集水桝・マンホール工 1箇所 表層 17m2			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,075,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070602

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和２年度南道維第７号 森町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 森町	地内		
工 事 概 要	表層 20m2 側溝工 50m			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,488,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070603

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和２年度南道維第８号 稲葉町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 稲葉町	地内		
工 事 概 要	表層 ３８ｍ ² 側溝工 １５８ｍ 集水桝・マンホール工 ４箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年12月4日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】久居	【格付】Ｄ・Ｃ・Ｂ
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	8,301,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070604

公 告 日	令和2年7月6日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北狭道補第７号 芸濃町多門及び芸濃町棕本地内狭あい道路整備工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町多門及び芸濃町棕本 地内				
工 事 概 要	表層 152m2 側溝工 38m 集水桝・マンホール工 3箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年10月30日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】河芸・美里・安濃	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	3,332,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

502070605

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北道維第１６号 河芸町上野地内道路改修工事（その２）			
工 事 場 所	津市 河芸町上野 地内			
工 事 概 要	表層 ５０m ² 側溝工 ５０m			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月6日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 安芸	【地区】 河芸	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】 安芸	【地区】 芸濃・美里・安濃	【格付】 D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,837,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070606

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北狭道補第５号 安濃町連部ほか２町地内狭あい道路整備工事			
工 事 場 所	津市 安濃町連部ほか２町 地内			
工 事 概 要	表層 203m2 側溝工 70m 集水桝・マンホール工 5箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月6日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】安濃	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	4,065,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070607

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北狭道補第６号 神戸及び片田久保町地内狭あい道路整備工事			
工 事 場 所	津市 神戸及び片田久保町 地内			
工 事 概 要	表層 ９８ｍ２ 場所打擁壁工 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月23日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,721,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070608

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北道維環第１号 中河原ほか３町地内道路整備工事			
工 事 場 所	津市 中河原ほか３町 地内			
工 事 概 要	表層 318m2 側溝工 71m 集水桝・マンホール工 3箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,264,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070609

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和２年度南道維第６号 高茶屋三丁目地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋三丁目 地内			
工 事 概 要	表層 38m2 側溝工 95m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月17日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,326,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070610

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北道維第１４号 栗真町屋町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 栗真町屋町 地内			
工 事 概 要	表層 ３８４㎡ 側溝工 １１３㎡ 集水桝・マンホール工 １箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月27日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関９６－１ Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎７階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)７階 入札室			
予 定 価 格	8,242,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070611

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和２年度南道維第９号 香良洲町地内道路改修（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町 地内			
工 事 概 要	切削オーバーレイ 1,370m2 薄層カラー舗装 31m2			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月23日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ｂ・Ａ
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前11時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	9,032,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070612

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北交安第１号 半田第１３号線交通安全施設（防護柵）設置工事			
工 事 場 所	津市 半田	地内		
工 事 概 要	防止柵工 73m			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月9日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成22年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された安全施設設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,052,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070613

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和２年度営地連第２２号 津市本庁舎南別棟改修工事			
工 事 場 所	津市 西丸之内 地内			
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、外構) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月26日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D・C・B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	8,950,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070614

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	商業振興労政課	
工 事 名	令和２年度商労第２－１号 アスト駐車場電灯設備取替修繕			
工 事 場 所	津市 羽所町 地内			
工 事 概 要	電灯設備取替修繕 LED照明器具 70個 ※上記に係る電気設備修繕 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月23日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A１・A２
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月9日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059－229－3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月22日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,724,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070615

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和２年度営子推第２１号 安濃子育て支援センター移転に伴う津市安濃保健センター改修工事			
工 事 場 所	津市 安濃町東観音寺 地内			
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、躯体改修、外構) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年12月11日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】Ｃ・Ｂ・Ａ
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】Ｃ・Ｂ・Ａ
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ｃ
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月22日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月15日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月29日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	14,946,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070616

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和２年度北道維第１５号 下弁財町津興ほか２町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 下弁財町津興ほか２町 地内			
工 事 概 要	表層 ７５６㎡ 側溝工 １４２㎡ 集水桝・マンホール工 ８箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年12月11日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月22日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月15日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月29日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	11,571,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502070617

公 告 日	令和2年7月6日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和２年度建整公園第２号 津球場公園駐車場整備工事（その２）			
工 事 場 所	津市 本町 地内			
工 事 概 要	プレキャスト擁壁工 145m 側溝工 234m 表層 4,285m ² 園路縁石工 265m 料金ゲート工 一式			
工 期	契約締結の日から 令和3年2月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年7月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年7月22日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月15日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年7月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年7月29日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	82,656,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第 7 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 77 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目又は種類	地積又は延床面積	備考
1	土地	津市八町二丁目 171 番 1	宅地	184.23 m ²	市街化区域 第一種住居地域
		津市八町二丁目 172 番 1	宅地	346.83 m ²	
	建物	津市八町二丁目 172 番地 1、171 番地 1	集会所	300.85 m ²	昭和 47 年築 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 附属建物 2 棟あり
2	土地	津市豊が丘五丁目 2386 番 334	雑種地	500 m ²	市街化調整区域
3	土地	津市河芸町上野字 鐘鋳場 3339 番 138	宅地	256.52 m ²	市街化調整区域

(3) 売却物件に関する事項

売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め売却物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。このため、次に掲げる事項について十分理解して下さい。

ア 物件番号 1 の物件については、土地及び建物を一体として売却します。

イ 物件番号 1 の土地には、主である建物の集会所のほか附属建物である車庫及び物置があります。

ウ 物件番号 1 の車庫及び物置については、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。

エ 物件番号 1 の建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります、本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

オ 物件番号１の地中には、都市ガスを引き込むための導管が埋設されており、劣化が進行していますが、本市は導管の更新に要する費用の一切を負担しません。

カ 物件番号１の敷地には、植栽のほか、フェンス、ブロック塀等の工作物があります。

キ 物件番号１の敷地西側には、隣接土地へ通じる空中線があります。

ク 物件番号２の敷地は、地区計画（豊が丘地区）区域内にあり、近隣地域は低層住居専用地区となっています。

ケ 物件番号２の敷地北側及び西側は、傾斜地に隣接しています。

コ 物件番号３の敷地は線引き以前の既存団地で三重県の定める提案基準２１により建物の建築が可能です。

サ 物件番号３は、かつての処分場に隣接している土地です。

シ いずれの物件についても、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施していません。購入後、これらが発生した場合でも、本市は埋設物、汚染物等の撤去等に要する費用の一切を負担しません。

２ 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条に規定する一般職及び特別職（同条第３項第１号及び第２号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）

である法人

- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

令和2年7月15日（水）午後1時から令和2年8月3日（月）午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）で行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

令和2年7月15日（水）午後1時から令和2年8月13日（木）午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、(3)の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依

頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ロ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

※ 不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市八町二丁目 171 番 1 及び 172 番 1	27,604,700 円	2,760,470 円
2	津市豊が丘五丁目 2386 番 334	9,177,100 円	917,710 円

3	津市河芸町上野字鐘鑄場 3339 番 138	2,486,100 円	248,610 円
---	------------------------	-------------	-----------

- (2) 入札参加希望者は、入札保証金として、前号の表右欄に掲げる金額を入札開始3開庁日前（令和2年8月13日（木））午後2時までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金に納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

5 入札及び開札

- (1) 入札期間
令和2年8月18日（火）午後1時から令和2年8月25日（火）午後1時まで
- (2) 開札
令和2年8月25日（火）午後1時以降に行います。
- (3) 入札方法
売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。
- (4) 入札をなかったものとする取扱い
入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。
- (5) 入札の中止等
不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和2年9月14日（月）午後5時15分までに津市に提出してください。

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許税額 (土地及び建物)
1	津市八町二丁目 171 番 1 及び 172 番 1	532,700 円
2	津市豊が丘五丁目 2386 番 334	160,500 円

3	津市河芸町上野字鐘鑄場 3339 番 138	66,800 円
---	---------------------------	----------

※ 提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。
- (2) 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次に掲げる用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(7) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で物件を原状に復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

10 売却代金の支払期限及び支払方法

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和2年9月16日（水）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により津市へ納付しなければなりません。

(1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付

(2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付

(3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後2時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

(1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。

- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、物件に品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在並びに設備におけるＰＣＢの含有を含むが、これらに限られない。）が発見されても、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる費用は、全て買受人の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和４２年法律第２３号）及び租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札に参加しようとする方は、１から１２までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) 入札参加申込みに当たっては、１(2)及び(3)に掲げる売却物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (2) 入札に参加しようとする売却物件の土地上に建物の建築若しくは建替え等が可能か否かについては、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、三重県建築基準条例（昭和４６年三重県条例第３５号）等に基づき指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (3) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法（昭和２７年法律第１８０号）その他の関係法令に従い、購入

者の負担により行ってください。

- (4) 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (5) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (6) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (7) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (8) 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
- (10) 入札参加申込みを行ったすべての者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第 7 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
安濃町田端上野	雑種	茶短毛	オス	中	9 1 日以上	首輪あり（白色）

2 抑留日 令和 2 年 7 月 1 3 日

3 抑留期間 令和 2 年 7 月 2 1 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業告示第 38 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 14 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社奥田設備	津市八幡町津 1 4 8 番地	令和 7 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業公告第18号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年7月13日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和２年度水工第４０号 高茶屋一丁目地内配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 高茶屋一丁目		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm 59.5m 配水管布設工 PPφ50mm 2.7m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 2箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 舗装本復旧工 234m2				
工 期	契約締結の日から 令和2年11月6日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲		【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎１階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前9時00分 津市上下水道庁舎２階 入札室				
予 定 価 格	6,330,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和２年度水工第４３号 公共下水道事業に伴う長岡町及び洪見町地内配水管移設工事（仮設及び本設）				
工 事 場 所	津市　長岡町及び洪見町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工　DIPφ100mm　14.3m 配水管布設工　PPφ50mm　3.2m 仕切弁設置工　φ100mm　2箇所 消火栓設置工　単口地下式　1箇所 舗装本復旧工　83m ²				
工　　　期	契約締結の日から 令和2年10月23日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から　　　　　令和2年8月3日　　　　　　まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から　　　　　令和2年8月3日　　　　　　まで			
	販 売 店	創作工房ネオ　津市一志町井関96－1　TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質　　　問	提 出 期 限	令和2年7月22日　　　　　午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日　　　　　ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎１階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便（株）津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前9時20分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	7,630,000 円　（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和2年度水工第30号 公共下水道事業に伴う大谷町地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 大谷町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 79.8m 配水管布設工 PPφ50mm 68.0m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 3箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年11月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲		【格付】B
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前9時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	8,870,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和2年度水工第23号 公共下水道事業に伴う一身田町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 一身田町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 33.0m 配水管布設工 DIPφ75mm 83.4m 配水管布設工 PPφ50mm 86.6m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 6箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm～φ75mm 2箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）	
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前10時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	14,100,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和2年度水工第38号 大里川北町地内配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 大里川北町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ200mm 8.3m 不断水仕切弁設置工 φ200mm～φ100mm 3箇所 配水管布設工 DIPφ150mm 5.8m 配水管布設工 DIPφ100mm 19.8m 配水管布設工 PPφ50mm 11.9m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 9箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年11月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前10時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	14,980,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和2年度水工第32号 公共下水道事業に伴う河芸町上野地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 河芸町上野		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm 82.2m 配水管布設工 PPφ50mm 74.3m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 4箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年11月19日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】安芸	【地区】安濃	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前10時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	7,670,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和２年度水工第３９号 公共下水道事業に伴う河芸町中別保地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 河芸町中別保 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm 28.7m 配水管布設工 PPφ50mm 115.4m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 3箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm 2箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年11月26日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】安濃	【格付】B	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前10時55分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	10,940,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和2年度水工第28号 公共下水道事業に伴う鳥居町及び広明町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 鳥居町及び広明町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ300mm 3.6m 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 配水管布設工 DIPφ200mm 120.1m 不断水仕切弁設置工 φ300mm～φ100mm 3箇所 配水管布設工 DIPφ150mm 0.4m 配水管布設工 DIPφ100mm 8.7m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 8箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年11月13日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又は同等以上の者（津市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）	
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前11時10分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	23,110,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和2年度水工第34号 公共下水道事業に伴う柳山津興地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 柳山津興	地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ150mm 253.0m 仕切弁設置工 φ150mm～φ50mm 16箇所 配水管布設工 DIPφ100mm 87.4m 消火栓設置工 単口地下式 3箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 13.1m 不断水仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm 5箇所 配水管布設工 PPφ50mm 66.4m 配水管布設工 PPφ30mm 4.5m			
工 期	契約締結の日から 令和2年12月10日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又は同等以上の者（専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）	
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前11時25分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	38,260,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和２年度水工第２１号 豊が丘一丁目地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 豊が丘一丁目 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 821.0m 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 557.0m 舗装本復旧工 6,440m ² 配水管布設工 PPφ50mm 112.1m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 32箇所 消火栓設置工 単口地下式 3箇所			
工 期	契約締結の日から 令和3年2月19日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置（監理技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道工務課が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 1 階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午前11時40分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室			
予 定 価 格	105,000,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道工務課が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和２年度下工公補第１０号 中別保第２処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市 河芸町上野		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 100m 小型マンホール工 ３箇所 ます設置工 ３箇所				
工 期	契約締結の日から 令和2年11月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎1階) F A X 059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後1時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	8,558,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和２年度下工公補第９号 東千里１号汚水幹線築造工事				
工 事 場 所	津市 河芸町東千里		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 419m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 22箇所 ます設置工 18箇所				
工 期	契約締結の日から 令和3年1月26日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	Ａ１・Ａ２			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎1階) F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後1時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	46,631,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和２年度下工浄補第２号 分部地内市営浄化槽設置工事				
工 事 場 所	津市 分部		地内		
工 事 概 要	合併浄化槽設置 18人槽(ポンプ槽付) 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式				
工 期	契約締結の日から 令和2年10月15日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	特例浄化槽工事業者であること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日		まで	
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日		まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎１階) F A X 059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後1時35分 津市上下水道庁舎２階 入札室				
予 定 価 格	3,053,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道施設課
工 事 名	令和2年度水施第2－1号 安濃妙法寺配水池水位計取替修繕			
工 事 場 所	津市 安濃町妙法寺		地内	
工 事 概 要	投込式水位計 測定範囲 0～10m 信号出力 DC4～20mA 1台			
工 期	契約締結の日から 令和2年10月30日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成22年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された電気設備(計装設備)の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎1階) F A X 059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後1時50分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	1,378,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和2年度下施排補第4号 前田川排水機場電気設備（補機盤等）改良工事				
工 事 場 所	津市 木造町		地内		
工 事 概 要	電気設備工事 一式 2号主ポンプ盤機能増設 一式 補機盤機能増設 一式 1号主ポンプ盤機能増設 一式				
工 期	契約締結の日から 令和3年2月19日 まで				
発 注 業 種	電気				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成22年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)の運転操作設備(建築電気設備は除く)の製作又は据付工事又は修繕で契約金額が1,100万円以上			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎1階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後2時05分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	12,158,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市長」です。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和２年度水施第４号 白山八対野ポンプ場ほか２ポンプ場送水ポンプ取替工事				
工 事 場 所	津市 白山町八対野ほか２町		地内		
工 事 概 要	機器の製作・据付 ・多段渦巻ポンプ(φ40mm 0.2m3/min 全揚程69m 5.5kW) 1台 ・多段渦巻ポンプ(φ125mm 2.0m3/min 全揚程130m 75kW) 1台 ・多段渦巻ポンプ(φ125mm 1.372m3/min 全揚程49m 22kW) 1台 ・試運転調整 一式				
工 期	契約締結の日から 令和3年2月26日 まで				
発 注 業 種	機械器具設置				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成22年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された上下水道施設のポンプ(口径100mm以上)の製作、据付 工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎１階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後2時20分 津市上下水道庁舎２階 入札室				
予 定 価 格	27,394,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和2年度下施排補第3号 弓之町ポンプ場ポンプ設備（1号ポンプ）改築工事				
工 事 場 所	津市 本町		地内		
工 事 概 要	雨水ポンプ設備改築 一式 水中ポンプ(口径600mm) 1台 フラップ弁(口径800mm) 1台 電気盤機能増設 一式				
工 期	契約締結の日から 令和3年3月12日 まで				
発 注 業 種	機械器具設置				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成22年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ (口径500mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎1階) FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後2時35分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	68,237,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市長」です。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和2年7月13日		業 務 担 当 課	水道工務課		
業 務 名	令和２年度水工第１－１号 戸木町地内老朽管更新事業設計等業務委託					
業 務 場 所	津市 戸木町 地内					
業 務 概 要	配水管設計シールド工法 １箇所					
期 間	契約締結の日から 令和3年2月26日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額が２億５千万円以上であること		
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成22年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり シールド工法及び中大口径推進の設計実績を有すること				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はR C C Mのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで				
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年8月3日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年7月22日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和2年7月29日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎１階）FAX059-237-5819				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	令和2年8月3日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年8月6日 午後2時50分 津市上下水道庁舎２階 入札室					
予 定 価 格	27,082,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。					

津市上下水道事業公告第19号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和2年7月13日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和2年度下施雨ポ補継第6号
天神ポンプ場沈砂池設備（1号除塵機等）築造工事
- (2) 工事場所 津市高茶屋小森上野町地内
- (3) 工事概要 沈砂池設備 一式
自動除塵機（水路幅2.5m×深さ6.2m） 1基
し渣搬出機 1基
し渣貯留ホッパ 1基
流入ゲート 2門
放流ゲート 1門
運転管理ゲート 1門
- (4) 工期 契約締結日から令和3年10月29日まで
- (5) 予定価格 216,053,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事につい

て入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者
- (7) 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (8) 審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあっては800点以上、それ以外の者にあっては1,000点以上の者
- (9) 本件工事に、機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（工事現場に配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、工場製作から工事現場着手に移行する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）
- (11) 官公庁等で発注され、過去10年間（平成22年度以降）に施工が完了した次の工事の元請実績を有するもの
機械器具設置工事で発注された下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の除塵機（水路幅×深さが13m²以上）の製作又は据付工事（共同企業体による工事の場合は代表者又は構成員。ただし、出資比率20%以上のものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和2年7月13日（月）から同年8月3日（月）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書

等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和２年７月１３日（月）から同年８月３日（月）午後５時まで

イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 上記２(1)に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 施工計画書

ケ 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和２年８月１１日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和２年７月１３日（月）から同年８月２４日（月）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市一志町井関９６番地１
創作工房ネオ（電話 ０５９－２９３－６１００）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和２年７月１７日（金）正午までに指定の質問書により

F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和2年7月27日（月）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和2年8月5日（水）正午までに指定の質問書によりF A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和2年8月13日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和2年8月24日（月）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年8月26日（水）午前9時00分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所には封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5 回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金

額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎1階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市教育委員会告示第7号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和2年7月14日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

- 1 招集の日時
令和2年7月20日（月） 午後4時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
津市社会教育委員の委嘱について